

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報は以下のとおりであります。

当社は、企業価値を向上させていくためには、経営の効率性を高め、意思決定の迅速化、機動性の向上を図ることが必要であると考えております。

また同時に、経営の健全性及び透明性を高めるためには、1. 経営監督機能の強化、2. コンプライアンス(法令遵守)の充実・強化、3. 企業倫理の確立、4. リスクマネジメント、5. アカウンタビリティ(説明責任の履行)が重要であると認識しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
東京中小企業投資育成株式会社	733,900	9.90
放電精密加工研究所社員持株会	436,960	5.89
株式会社三菱東京UFJ銀行	325,800	4.39
二村山林有限会社	272,500	3.67
有限会社善	239,070	3.22
細江 廣太郎	217,000	2.92
二村 勝彦	204,440	2.75
三菱日立パワーシステムズ株式会社	200,000	2.69
二村 昭二	182,040	2.45
日本碍子株式会社	180,000	2.42

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	2 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特記すべき事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
塙 善光	他の会社の出身者											

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
塙 善光		塙公認会計士事務所代表、日東光器(株)社外監査役、サンコーテクノ(株)社外監査役、赤星工業(株)社外監査役、ハリウッド(株)社外監査役	塙善光氏は公認会計士の資格を有しつつ東京中小企業投資育成株式会社の常務、株式会社企業育成センター専務を経て現在に至っておりますが、会計士並びに中小企業育成に関する豊富な経験と見識に基づいた客観的な視点での意見具申を行い、取締役会の活性化と監督機能の充実に貢献しております。 また、塙善光氏及び同氏が役員を兼務している左記4社と当社との間には特別の利害関係

		はなく、独立性については十分に確保されているものと考えております。
--	--	-----------------------------------

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4名
監査役員数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査部門としては、代表取締役社長の直属の監査室が設置されております。監査室においては、法令の遵守状況及び業務活動の効率性などについて、監査役とも連携しつつ当社及び当社の関係会社に対し内部監査を実施し、業務の改善に向け具体的に助言・勧告を行っております。

社外監査役員の選任状況	選任している
社外監査役員数	2名
社外監査役員のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
高芝 利仁	弁護士													
松本 光博	公認会計士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 - m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
			高芝利仁氏は、弁護士の資格を有し、社外の

高芝 利仁	○	当社独立役員	良識や経験、見識に基づいた客観的な視点からの問題把握と意見具申を行い、監査役会の活性化と監査機能の充実に貢献しております。 また、高芝利仁氏と当社との間には特別の利害関係はなく、独立役員の制限事項にも抵触していないため、独立性に問題はなく一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたしました。
松本 光博		(株)ディーセント・コンサルティング代表取締役、マルクト広場(合)代表取締役、(株)鈴木社外監査役	松本光博氏は、公認会計士の資格を有し、社外の良識や経験、見識に基づいた客観的な視点からの問題把握と意見具申を行い、監査役会の活性化と監査機能の充実に貢献しております。 また、松本光博氏と当社との間には特別の利害関係はなく、独立性については十分に確保されているものと考えております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社は、2008年にストックオプション制度を導入し2014年10月末まで実施しておりましたが、本書提出日現在は、ストックオプションの付与を行っておりません。過去に付与したストックオプションの状況については、有価証券報告書、四半期報告書等に記載しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新
--

平成27年2月期において当社の取締役に支払った報酬は取締役8名(うち社外取締役1名)に対して165百万円(うち社外取締役1名に対する報酬は6百万円)であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

各取締役の報酬は株主総会において決定された年額報酬限度額の範囲内で、経済動向、業界動向及び業績等を勘案し取締役会で決議しております。また、監査役に関しては監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

適宜、関連部署においてサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(現状の体制の概要)

当社の取締役会は、報告日現在、社外取締役1名を含む8名で構成され、毎月1回の定例取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。なお、第54期(平成26年3月1日から平成27年2月28日)においては、取締役会を21回開催しております。取締役会には取締役並びに監査役が出席し、会社の重要事項についての意思決定、経営の重要な事項の報告を行うとともに取締役の業務執行を監視する機関と位置付け運営を行っております。

また、毎月開催される取締役会の他に、常務以上の取締役と監査役で原則月1回経営会議を開催して、経営の基本戦略を討議しております。

(社外取締役に関する事項)

当社の社外取締役は、公認会計士の資格を有しており、経営に関する豊富な経験と見識を有しております。そうした社外の良識や経験、見識に基づいた客観的な視点から問題把握と意見具申を行い、取締役会の一層の活性化と監督機能の充実を図っております。

(監査役の機能強化に向けた取組状況)

当社の監査役会は3名(内、社外監査役2名)で構成されており、各監査役は、取締役会並びに経営会議へ出席して意見を述べる他、取締役の職務執行を監視するとともに経営の実態を適時に把握し、監査できる仕組みとしております。監査役会は原則月1回開催し、監査に関する重要事項について協議を行い、業務執行の適法性をチェックするとともに、監査室及び会計監査人との連携強化を図り、経営の透明性の向上に努めております。特に、社外監査役2名のうち1名は公認会計士、1名は弁護士の資格を有し、社外の良識や経験、見識に基づいた客観的な視点から問題把握と意見具申を行い、監査役会の一層の活性化と監査機能の充実を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状のガバナンス体制を採用している理由としては、会社規模・事業規模等に鑑み、また、社外監査役が半数以上を占める監査役会との連携により監査・監督が十分に機能するものと考え、当該体制を採用しているものであります。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成27年5月に開催した株主総会にかかる招集通知については、株主総会開催日の2週間前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	従来より株主総会は集中日を及び準集中日を回避して設定し、より多くの株主様にご参加いただけるよう配置しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	2015年2月期におきましては、7月、12月に個人投資家向け説明会を開催し、代表取締役社長による説明を行っております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期及び通期の年2回、決算説明会を開催し、代表取締役社長による説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページより、適時開示資料、決算短信、四半期決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、決算説明会の動画及び説明会資料を閲覧することができます。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部内にIR担当役員、連絡担当者を配置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社では、ディスクロージャーポリシーの基本方針として、株式会社東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者による会社情報の適時開示等に関する規則」及び証券取引法などに沿って、情報開示を行っております。また、適時開示規則などに該当しない情報についても、投資家や一般の方への情報開示が有益と判断する事柄については、適切な方法により、できる限り迅速かつ公平に開示することを基本としております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、平成27年5月21日開催の取締役会決議において、当社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の基本方針を次のとおり改定いたしており、その内容の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社および子会社（以下「当社グループ」という）は、企業としての社会的信頼に応え、企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にするために、H SKグループ企業行動憲章を定め、それを当社グループ全役職員に徹底させる。
- (2) 当社グループは、当社社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議するとともに、コンプライアンス体制の強化および企業倫理の浸透を図るべく啓蒙教育を実施する。
- (3) 当社グループは、コンプライアンス上疑義のある行為等を発見した場合、速やかに通報・相談できる窓口を社内および社外に設置するとともに、通報・相談内容を秘密として厳守し、通報・相談者に対して不利な取扱いを行わない。
- (4) 内部統制組織として、当社社長の直轄部門とする監査室を設置する。監査室は、法令の遵守状況および業務活動の効率性などについて、監査役とも連携しつつ当社各部門および子会社に対し内部監査を実施し、業務改善に向けて具体的に助言・勧告を行う。

2. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

取締役の意思決定または取締役に対する報告に対しては、文書の作成、保存および廃棄に関する文書管理規程に基づき、適切に保存および管理を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会は、自社の事業活動、経営環境、会社財産の状況等を踏まえ、全社にわたり予見されるリスクの識別、分析、評価を行える体制を構築する。さらに経営環境・金融環境の変化、企業のグローバル化、法的規制等の経営環境変化への対応力を備えたリスク管理体制を構築する。各事業部門および子会社において、責任者は関連する危機を分析し、それぞれの対処方針を策定する。グループ全体の危機管理対応状況については、経営会議において総括的に把握のうえ対処方針を検証する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保する体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、定例の取締役会を月1回開催するほか、適宜臨時に開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監査等を行う。
- (2) 経営に関する重要事項については、常務以上ならびに監査役をメンバーとする経営会議を月1回以上開催し、その審議を経て取締役会で執行決定を行うものとする。
- (3) 業務の運営に関しては、中期経営計画および年度計画を立案し、全社的な目標を設定するものとする。また、取締役並びに各事業部門および子会社の責任者等で構成される事業部長会を月1回以上開催し、定期的に各事業部門および子会社より業務の運営状況および業績に係わる重要事項について報告させ、取締役の職務の執行を迅速かつ具体的に実施させるものとする。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループの企業行動憲章に基づき、当社グループ一体となったコンプライアンスの推進を行うものとし、当社グループの方針に沿ったコンプライアンス体制の強化および教育を行う。
- (2) 各子会社における業務の運営に関しては、グループ方針に沿った年度計画を立案するとともに、取締役会を適宜開催し重要事項の決定を行い、取締役の職務の執行を迅速かつ具体的に実施させるものとする。
- (3) 「関係会社管理規程」に基づき、子会社の自主性を尊重しつつ、経営に関する重要事項については、遅滞なくこれを報告させ、子会社が親会社の経営方針に沿って適正に運営されていることを確認する体制とする。
- (4) 監査室は子会社に対する内部監査を実施し、その結果を子会社の取締役および当社の取締役に報告する。
- (5) 月1回以上開催する取締役並びに各事業部門および子会社の責任者等で構成される事業部長会において、子会社は随時出席のうえ、業務の運営状況および業績に係わる重要事項について報告させ、具体的な施策を実施させるものとする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項とその取締役からの独立性に関する事項

監査役が必要とした場合、監査役を補助する使用人を置くものとし、その使用人は監査役の指示を最優先に実行するものとする。なお、使用人の任命、異動、評価、懲戒等を行う場合は、監査役会の同意を必要とし、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとする。

7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 重要会議への出席

監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、監査役会が定める監査計画および職務の分担に従い、取締役会、経営会議、その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務状況を聴取し、関係書類を閲覧することができる。

(2) 取締役および使用人の報告義務

当社グループの取締役および使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項および不正行為や重要な法令ならびに定款違反行為を認知した場合のほか、取締役会、経営会議、その他重要な会議の重要な付議事項ならびに決定事項、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を、法令および社内規程に基づき監査役に報告するものとし、またその報告を理由に報告者に対して不利な取扱いを行わないものとする。

(3) 監査役はその独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、監査室および会計監査人と協議および意見交換するなど、密接な連携を保ちながら監査成果の達成を図る。

(4) 監査役の監査にかかる費用については当社が負担するものとする。

8. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性の確保および金融商品取引法に基づく内部統制の有効性の評価、かつ内部統制報告書の適切な提出に向け、内部統制システムを構築する。また、本システムが適正に機能し、運用が継続されるよう評価および是正を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、企業行動憲章および企業倫理規程に反社会的勢力排除に関する旨を定め、当社及び子会社の役職員に周知徹底を図り、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶する。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

特記すべき事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

特記すべき事項はありません。

